

平成 17 年 10 月 1 日

鳥取市は「特例市」をめざします

鳥取市は、合併により、人口20万人を超える山陰地方最大、中国地方では7番目の都市となりました。

10月1日に特例市になることによって、市民のみなさんにもっと身近で、よりきめ細かなサービスを提供し、20万人都市にふさわしい夢のあるまちづくりを進めます。

市民に密着した個性豊かなまちづくり

鳥取市は、地方分権を推進し、市民が主役となる「夢のある20万人都市」づくりを進めるため、本年10月1日、特例市への移行をめざしています。

特例市になると、県の権限の一部が市に移されます。これにより、市民に身近な問題を市が独自に解決したり、市民の意見や要望を、すばやく施策に反映させたりすることができるようになります。そのため、今後、鳥取市が個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくうえで、大きな効果が期待できます。

「特例市」のメリットはいろいろあります

個性のあるまちづくりやきめ細かなサービスができるようになります。

▽市民に身近な事務を市が行い、市独自で許可や規制ができるようになります。で、地域の実情に応じた、よりきめ細かなサービスや事務の迅速化を図ることができます。

市のイメージアップや、地域の活性化を図ることができます。

▽政令指定都市、中核市に続く特例市に位置づけられることで、鳥取市のイメージアップになり、各種イベントや大会の誘致などにも効果が見込まれ、地域の活性化

化やまちづくりへの市民の意欲の高揚にもつながります。

他都市と連携して、地方自治体が抱える問題に取り組むことができます。

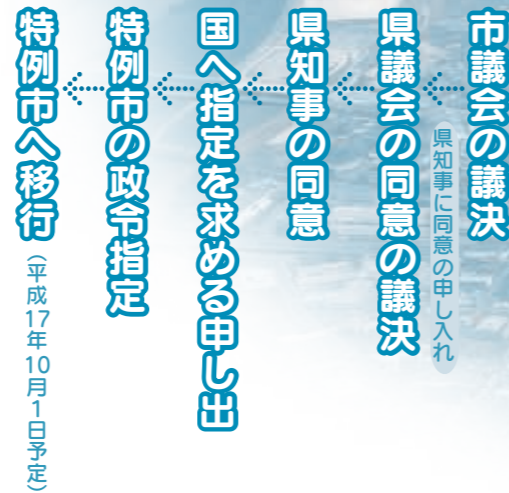
▽特例市になることで、鳥取市の意見を述べる機会が増えますので、財政問題やまちづくりなど、地方自治体が抱える諸問題について、国に鳥取市の考え方を伝えたり、他都市と協力して問題を解決したりすることが容易になります。

特例市とは？

「特例市」は、「政令指定都市」(大阪市、神戸市など13市)、「中核市」(姫路市、岡山市など35市)に次ぐ都市制度として、平成12年4月の地方自治法の改正によって創設された制度です。

特例市になるためには、人口20万人以上であることが必要で、現在、全国で40市、中国地方では下関市、呉市の2市が特例市となっています。

「特例市」指定までの流れ



県から移譲される事務は？

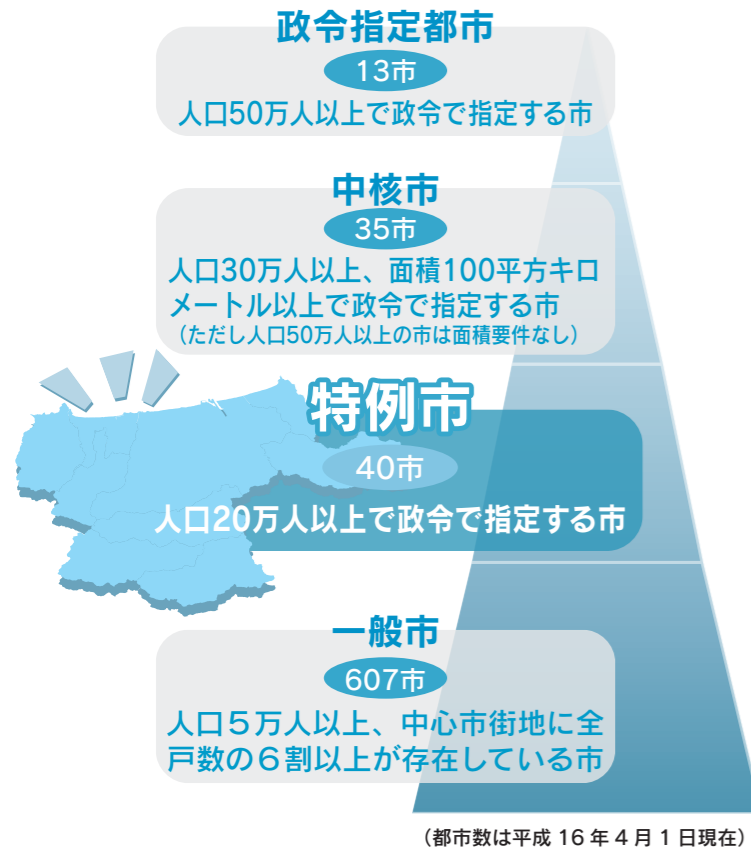
特例市になると、環境行政に関する分野、都市計画・建設行政に関する分野、産業・経済行政に関する分野で26法令に基づく378項目の事務が県から市に移されます。主なものは次のとおりです。

■環境行政に関する事務
「水質汚濁防止法」に基づく届出書類の受理、河川の水質検査、工場などからの排水の監視や、騒音、振動に関する規制など、市民のみなさんに身近なところで健康と安全を確保し、快適な環境を作るための業務を行います。

■都市計画・建設行政に関する事務
建物を建てるためにその土地の形状を変えるときに必要な許可など、「都市計画法」、「都市再開発法」、「土地区画

整理法」などに定めてある都市計画に関する事務の一部が、市の事務になります。

■産業・経済行政に関する事務
「計量法」に基づく計量器の定期検査および立入検査が行えるようになり、商店・スーパー・食品製造工場などに対して、市民のみなさんが安心して買い物ができるよう計量器を正しく使用しているか、目方を正確に計っているかなどを、市が検査します。



全国の特例市

北海道 函館市／青森県 八戸市／岩手県 盛岡市／山形県 山形市／茨城県 水戸市／群馬県 前橋市・高崎市／埼玉県 川口市・所沢市・越谷市・草加市／神奈川県 小田原市・大和市・平塚市・厚木市・茅ヶ崎市／福井県 福井市／山梨県 甲府市／長野県 松本市／静岡県 沼津市・富士市／愛知県 春日井市・一宮市／三重県 四日市市／滋賀県 大津市／大阪府 豊中市・吹田市・枚方市・茨木市・八尾市・寝屋川市・岸和田市／兵庫県 尼崎市・明石市・加古川市・宝塚市／広島県 呉市／山口県 下関市／福岡県 久留米市／長崎県 佐世保市

(平成16年4月1日現在)

特例市に関するお問い合わせは、
市役所本庁舎総務課
☎(0857) 20-3102 まで。